

令和6年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積は、次のとおりである。

令和6年12月2日

神奈川県知事 黒岩 祐治

地域	保安林の種類	皆伐面積の限度たる面積
神奈川東部地区 〔横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び三浦郡の区域〕	土砂流出防備保安林	ヘクタール 9.68
神奈川中部地区 〔相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡、中郡及び愛甲郡の区域〕	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	609.00 1,158.84
酒匂川地区 〔小田原市東部、秦野市、南足柄市及び足柄上郡の区域〕	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	691.78 555.37
早川地区 〔小田原市西部及び足柄下郡の区域〕	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	15.38 225.81
相模原地区 (相模原市の区域)	干害防備保安林 保健保安林	0.12 72.16
小田原地区 (小田原市の区域)	干害防備保安林	0.06
三浦地区 (三浦市の区域)	防風保安林	0.09
秦野地区 (秦野市の区域)	保健保安林	30.83
厚木地区 (厚木市の区域)	保健保安林	9.56
南足柄地区 (南足柄市の区域)	保健保安林	6.70
葉山地区 (三浦郡葉山町の区域)	保健保安林	0.70
山北地区 (足柄上郡山北町の区域)	保健保安林	39.46
湯河原地区 (足柄下郡湯河原町の区域)	保健保安林	4.36
清川地区 (愛甲郡清川村の区域)	保健保安林	0.12